

令和2年度募集（令和3年度採用）の研修医の募集定員の設定

1 背景

令和2年度から、医師臨床研修制度について一部権限が厚生労働省（以下「厚労省」という。）から都道府県へ移譲されることに伴い、厚生労働省が定める都道府県別の上限の範囲内で、各臨床研修病院における研修医の募集定員について都道府県で設定を行う。

2 募集定員案（医師臨床研修連絡協議会案）

別紙「令和2年度募集（令和3年度採用）の研修医の募集定員案」のとおり

3 算定方法

- ・令和元年12月に決定した算定方法（参考資料「募集定員の算定方法」（令和元年12月に決定済）を参照）に基づく。
- ・算定方法に則り算定した結果、配分数に残が生じ、病院間の協議が必要となるため、各病院へ「定員とすることができる最大の人数」等について意見照会を実施した（令和2年2月21日）。
- ・各病院から回答のあった「定員とすることができる最大の人数」を、今回の募集定員案とした。
- ・上記案による配分後の残については、配分を行わないこととする。

令和2年度募集(令和3年度採用)の研修医の募集定員案
(医師臨床研修連絡協議会案)

(人)

	二次医療圏	病院名	各病院の募集定員の希望数 (11/7照会の結果)	【定員案】 定員とすることができる最大の人数 (2/21照会の結果)	希望数からの増加数
			A	B	B-A
医師少数区域外	土浦	総合病院土浦協同病院	15	15	0
		独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	2	3	1
	つくば	筑波記念病院	10	10	0
		筑波大学附属病院	90	96	6
		筑波メディカルセンター病院	12	13	1
		筑波学園病院	2	3	1
	水戸	水戸赤十字病院	4	5	1
		総合病院水戸協同病院	10	10	0
		水戸済生会総合病院	10	10	0
		水戸医療センター	8	9	1
茨城県立中央病院(※1)		12	11~13	-1~1	
医師少数区域	日立	(株)日立製作所 日立総合病院	11	12	1
	常陸太田・ひたちなか	(株)日立製作所 ひたちなか総合病院	8	8	0
	取手・竜ヶ崎	東京医科大学茨城医療センター	8	10	2
		牛久愛和総合病院	5	5	0
		つくばセントラル病院	3	5	2
		J Aとりで総合医療センター	5	5	0
		総合守谷第一病院	2	3	1
	古河・坂東	友愛記念病院	4	7	3
		茨城西南医療センター病院	6	9	3
	医師少数区域外計			175	185~187
医師少数区域計			52	64	12
合計(※2)			227	249~251	22~24

※1 茨城県立中央病院において、自治医科大学卒業の医師が勤務する人数が未確定(1~3人)のため、定員案は11~13人で推移する。

※2 上限数276人と定員案の合計の差である、25~27人分(茨城県立中央病院の定員案によって推移)については配分を行わない。

募集定員の算定方法（令和元年 12 月に決定済）

（１）県における病院ごとの募集定員の算定（従来厚生局が用いていた算定方法）

過去 3 年間の研修医の受入実績の最大値（医師派遣実績加算を含む）(A)

医師派遣加算：医師派遣等が行われている常勤の医師数が 20 人以上の場合を 1 とし、5 人増える毎に 1 を加え、80 人以上の場合を 13 とする。

算定に必要な数値	算定に用いる数値
過去 3 年間の研修医受入実績	H29・H30・H31 年度の受入実績
医師派遣実績	H30 年度実績

の県内病院の合計(A')が、厚生労働省が定める県の募集定員の基礎数値(B)を超える場合は次の計算式により調整する。(計算式： $A \times B / A'$)

基礎数値について（算定方法決定時（12 月）からの変更点）

今回、厚生労働省の算定から「基礎数値」という数値は無くなったが、本県の算定においては、例年厚生労働省の用いていた基礎数値の算定にならない「基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）193 人」と「地理的条件による加算 50 人」の合計を「基礎数値」として使用。

【参考】例年厚生労働省の用いていた基礎数値の算定

「人口又は医学部入学定員に応じた配分」と「地理的条件等の加算」の合計

各病院が希望する募集定員(C)が の値を上回る場合は の値、下回る場合は C の値とする。

算定に必要な数値	算定に用いる数値
病院が希望する募集定員	本協議会事務局からの照会（11 月実施）

小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、まで計算した値が 20 人以上の場合は 4 人分を加算する。

～ までの手順で算出した値が 0～1 人の場合は、最低募集定員 2 人を確保するため、調整加算を行う。

医師不足地域でない地域（人口 10 万人対医師数が全国値を上回る二次医療圏）の病院で、直近 2 年間の実績が 0 人の場合は、募集定員は 0 人。

（２）県による調整枠の配分（従来医師臨床研修連絡協議会の第 1 回総会で協議していた内容）

（１）の計算結果から調整加算分を除いた人数と厚生労働省が定める県の上限枠との差（県調整枠）について、県で定める配分ルールに基づき各病院へ配分する。

配分ルール

各病院の修学生採用枠（上限）を最低数とする。

前年度フルマッチした病院は希望どおりの数を配分する。

直近 3 年の採用実績のうち、最も多い年度の実績を最低数とする。

上記ルールで配分した結果、配分数に残が出た場合には、病院間の協議により配分を決定する。

最終的に残が出た場合には、配分せず、各病院への配分数の合計を県全体の募集定員とする。